

○厚生労働省告示第百七十六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等（昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあったかぜ薬及び鼻炎用点鼻薬の製造販売の承認については、なお従前の例による。

平成二十三年六月一日

厚生労働大臣 細川 律夫

かぜ薬の項中「、生薬のみからなる製剤」を削り、同項の2の(1)に次のただし書を加える。

ただし、生薬のみからなる製剤については、それらに代えて別表第一のVのM項に掲げるジリュウが含有されなければならない。

かぜ薬の項の2の(6)中「葛根湯」を「葛根湯」に改め、同項の3の(1)及び(2)中「こえて」を「超えて」に改める。

鼻炎用点鼻薬の項の2の(2)中「、IV又はVI」を「又はIV」に改める。

別表第一の二葛根湯の項の上欄及び別表第一の三葛根湯の項の上欄中「葛根湯」を「葛根湯」に改める。

別表第十三のVIを削る。